

業種別物価高騰対策推進補助金

～業界団体による物価高騰対策の仕組みづくり、ノウハウ構築等を強力支援～

申請期間 令和4年6月15日(水)～令和4年7月11日(月)

制度概要 スケールメリットを活かして行う物価高騰対策の仕組みづくり等を支援

□ 補助対象者	物価高騰の影響を強く受けている業界団体、組合、及びこれらに準じると認められる団体 ※県内事業者を中心に構成された団体等が対象 ① 中小企業等経営強化法(強化法)第2条第1項第7号～第8号の組合又は組合連合会(協業組合、事業協同組合、商工組合、生活衛生同業組合等) ② 会社、個人事業主(いずれも商工業に限る。)で構成された団体で、直近2年間に継続的に活動している団体(補助対象として適当と認められる団体に限る。) ③ 強化法第2条第1項第6号の企業組合の内、県内在住者を中心に構成された組合 ④ ①～③に該当する者で構成された団体(補助対象として適当と認められる団体に限る。)									
□ 補助対象事業	物価高騰対策として行う効率化等の仕組みづくり、ノウハウ構築等 (取組例) ✓ 省エネや調達・仕入先の転換 ✓ 共同調達、共同配送などの効率化 ✓ その他業種・業界の特性に応じて行う物価高騰対策 本事業は、中長期・継続的に物価高騰対策として効果を発揮できる仕組みやノウハウの構築を目的とするため、事業効果を最大限発揮できるよう、 専門家(コンサル等)のアドバイス・伴走支援 のもと、補助事業を実施することを要件とします。									
□ 対象経費	<table border="1"><tr><td>専門家指導費</td><td>専門家コンサル費用など、専門家によるスキーム構築に向けた検討、ノウハウの収集、新たな仕組みづくり、指導等に要する経費</td></tr><tr><td>調査費</td><td>調達・仕入先の開拓や調達方法(共同購入等)の転換に係る調査費等(外注・委託費、謝金・旅費等)</td></tr><tr><td>導入・実証費</td><td>共同調達や未利用資源・資産活用の仕組みづくりに要する経費、共同調達等を実装するためのシステム等導入・開発経費、本格導入に向けた実証等経費(機械器具費、外注・委託費、賃借料、消耗品費等)</td></tr><tr><td>その他経費</td><td>上記の費目以外に必要と認められる経費</td></tr></table> <p>※人件費は原則対象外となります。消費税・地方消費税、振込手数料等も対象経費から除きます。</p>	専門家指導費	専門家コンサル費用など、専門家によるスキーム構築に向けた検討、ノウハウの収集、新たな仕組みづくり、指導等に要する経費	調査費	調達・仕入先の開拓や調達方法(共同購入等)の転換に係る調査費等(外注・委託費、謝金・旅費等)	導入・実証費	共同調達や未利用資源・資産活用の仕組みづくりに要する経費、共同調達等を実装するためのシステム等導入・開発経費、本格導入に向けた実証等経費(機械器具費、外注・委託費、賃借料、消耗品費等)	その他経費	上記の費目以外に必要と認められる経費	
専門家指導費	専門家コンサル費用など、専門家によるスキーム構築に向けた検討、ノウハウの収集、新たな仕組みづくり、指導等に要する経費									
調査費	調達・仕入先の開拓や調達方法(共同購入等)の転換に係る調査費等(外注・委託費、謝金・旅費等)									
導入・実証費	共同調達や未利用資源・資産活用の仕組みづくりに要する経費、共同調達等を実装するためのシステム等導入・開発経費、本格導入に向けた実証等経費(機械器具費、外注・委託費、賃借料、消耗品費等)									
その他経費	上記の費目以外に必要と認められる経費									
□ 補助率	3/4	※ 事業計画を審査し、予算の範囲内で評価点の高い順に採択します。								
□ 補助上限額	5,000千円	※ 本補助事業は、成果をモデル的事例として広く県内事業者を展開されることを想定しています。 → 事業の成果や実施状況等を県が公表することに予めご了承の上、申請して下さい。								
□ 補助対象期間	交付決定の日～令和5年2月末まで	※ 募集の詳細は募集案内(HP掲載中)をご参照下さい。								

申請期間内に、郵送、持参、メール又は電子申請により、補助事業計画書を提出してください。

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁商工政策課 宛

↓詳しくはこちら(業種別物価高騰対策推進補助金専用ホームページ)
<https://www.pref.tottori.lg.jp/305854.htm>

電子申請 **とっとり電子申請ナビ「業種別物価高騰対策推進補助金 補助事業計画書」**

業種別物価高騰対策推進補助金

電子メール shoukou-seisaku@pref.tottori.lg.jp

【お問合せ】鳥取県庁商工労働部商工政策課(担当:濱口)

■電話:0857-26-7987 ■FAX:0857-26-8117 ■メール:左記のとおり

